

●補助対象施設・経費

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

令和2年1月15日以降に、次の①～④の事業所（福祉用具貸与事業所を除く）が介護サービスを継続して提供するために必要な経費（対象となる経費例の詳細は別紙（3ページの表）の1（1）～（4）のとおり。別紙の「対象となる経費の例」に記載のないものであっても、新型コロナウイルス感染対策でかき増した経費であれば補助の対象になる場合がありますので、そのような費用がある場合は、指導監査課総務係までお問合せください。）

- ① **通所系サービス事業所※1**、**短期入所系サービス事業所※2**で、休業要請を受けた事業所
- ② **訪問系サービス事業所※3**、**短期入所系サービス事業所**、**通所系サービス事業所**、**介護施設等※4**で、利用者又は職員に感染者が発生した事業所
- ③ **訪問系サービス事業所**、**短期入所系サービス事業所**、**介護施設等**で、濃厚接触者に対応した事業所
- ④ ①～③に該当しない**通所系サービス事業所**（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）で、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者の居宅を訪問し、サービスを提供した事業所

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

令和2年1月15日以降に、次の①又は②に該当した事業所・施設等で必要となる、利用者受入れに係る連絡調整、職員確保、職員の応援派遣に係る費用（対象となる経費例の詳細は別紙（3ページの表）の2（1）及び（2）のとおり。別紙の「対象となる経費の例」に記載のないものであっても、新型コロナウイルス感染対策でかき増した経費であれば補助の対象になる場合がありますので、そのような費用がある場合は、指導監査課総務係までお問合せください。）

- ① （1）の①又は②に該当した**通所系サービス事業所**、**短期入所系サービス事業所**、**訪問系サービス事業所**、**介護施設等**の利用者を受け入れたり、受入れのために職員の応援派遣を行った派遣元の事業所・施設等
- ② 自主的に休業した**通所系サービス事業所**、**短期入所系サービス事業所**、**訪問系サービス事業所**の利用者を受け入れたり、受入れのために職員の応援派遣を行った派遣元事業所・施設等

●該当事業所について

※1 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※2 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

※3 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴型介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

※4 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

○本補助金に係るお問合せ先

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市福祉部指導監査課総務係

電 話：046-822-8443

E-mail: shidokansa@city.yokosuka.kanagawa.jp

1 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

(1) 通所系、短期入所系、訪問系サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な取組み		(対象となる経費の例)
ア 事業所・施設等の消毒・清掃の費用※		消毒液等の消耗品の購入費※ 消毒業者への委託費
イ マスク、手袋、体温計等衛生用品の購入費用※		衛生用品※、その他消耗品の購入費※
ウ 事業継続に必要な人員確保のための費用		新たに採用した臨時職員への賃金、職員への割増賃金の支給、職員への時間外や休日手当等の諸手当の支給 職員への給与の上乗せ等に伴う社会保険料の増加分 人材派遣業者や職業紹介業者への手数料 損害賠償保険への加入費
エ 連携先事業所等への利用者の引継ぎで生じる費用		引継ぎ時の連絡先事業所への交通費 引継書類の印刷費
オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる費用		送迎車のリース料 送迎車の燃料費
(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る取組み		
カ 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うための費用		訪問する職員への交通費 訪問用の自転車の購入費
キ ICTを活用して、通所しない利用者の安否確認を行うための費用		ICT機器の購入費 ICT機器のリース料
(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所による事業所外の代替の場所におけるサービス提供		
ク 代替の場所におけるサービス提供を行うための費用		代替場所の賃借料、代替場所で使用する消耗品の購入費
ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用		代替場所への送迎のための臨時職員の賃金 職員の交通費
(4) 通所系サービス事業所による訪問サービスの実施		
コ 訪問サービス実施に必要な人員確保のための費用		新たに採用した臨時職員への賃金、職員への割増賃金の支給、職員への時間外や休日手当等の諸手当の支給 職員への給与の上乗せ等に伴う社会保険料の増加分 人材派遣業者や職業紹介業者への手数料 損害賠償保険への加入費
サ 訪問介護事業所の訪問介護員等による同行指導に係る費用		連携先事業所からは派遣された訪問介護員への謝金
シ 通所しない利用者宅を訪問してサービス提供を行うための費用		訪問する職員への交通費 訪問用の自転車の購入費
ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用		損害賠償保険への加入費
セ マスク、手袋、体温計等衛生用品の購入費用※		衛生用品※、その他消耗品の購入費※

※本市が別途行っている「介護施設等衛生用品購入費補助金」により購入したものについては、対象となりません。

2 介護サービス事業所等との連携支援事業

(1) 利用者受入に係る連絡調整、職員確保	
ア 追加に必要な人員確保のための費用	新たに採用した臨時職員への賃金、職員への割増賃金の支給、職員への時間外や休日手当等の諸手当の支給 職員への給与の上乗せ等に伴う社会保険料の増加分 人材派遣業者や職業紹介業者への手数料 損害賠償保険への加入費
イ 利用者の引継等で生じる費用	引継ぎ時の連絡先事業所への交通費 引継書類の印刷費
(2) 職員の応援派遣	
ウ 職員を応援派遣するために必要な費用	新たに採用した臨時職員への賃金、職員への割増賃金の支給、職員への時間外や休日手当等の諸手当の支給、職員への給与の上乗せ等に伴う社会保険料の増加分 人材派遣業者や職業紹介業者への手数料 損害賠償保険への加入費